資料１－２

成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針（抜粋）

第１　計画に盛り込むべき施策の方向性

中央区が目指す姿の実現に向けて、計画に盛り込むべき施策の体系は次のとおりです。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。

方向性	施策
Ⅰ　成年後見制度の普及・啓発を推進する。	1　成年後見制度の普及・啓発
	2　成年後見制度の理解向上
Ⅱ　成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。	3　相談・支援体制の強化
	4　負担軽減の充実
	5　地域連携ネットワークの構築
Ⅲ　成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。	6　成年後見等の担い手の確保
	7　社会貢献型後見人等候補者の活用
Ⅳ　成年後見人等の活動しやすい環境を作る。	8　成年後見人等の活動環境の整備
	9　成年後見人等への支援

第２　各施策の取組内容及び具体的な取組

成年後見制度の利用促進を図るため、各施策において、次の取組内容及び具体的な取組を実施する必要があります。

施策の方向性Ⅰ　成年後見制度の普及・啓発を推進する。

施策１　成年後見制度の普及・啓発

⑴　効果的な広報活動の実施

制度の利用促進を図るため、区民に対して、ホームページ・リーフレット・ちらしや、区内のイベントにおいて制度を周知するなど、効果的な広報活動を実施します。また、申立費用・報酬助成制度等の周知についても強化します。

区分	具体的な取組
充実	ホームページ、リーフレット等による成年後見制度の普及
	区のおしらせ、ホームページ、ちらし等による申立費用・報酬助成制度等の周知
継続	健康福祉まつり等のイベントでの周知

⑵　地域連携ネットワークを活用した講座、講演会等の実施

制度の理解を深めるとともに、制度の利用につなげるため、地域連携ネットワークを活用した講演会やテーマ別・レベル別・年齢別などに分けた講座を実施するなど、内容や手法を工夫します。

区分	具体的な取組
新規	関係団体との連携による成年後見制度講演会の実施
充実	親族向け申立て講座、成年後見制度講座等の内容の精査
	テーマ別・レベル別・年齢別の講座等の実施

施策２　成年後見制度の理解向上

⑶　職員等を対象とした研修の充実

制度の基礎や申立費用・報酬助成制度、受任調整などについての理解向上及び円滑な事務の遂行を目的として行う研修の内容を充実させるとともに、研修の対象者を福祉関係者や専門職などに限らず全職員に拡大するなど、幅広く職員のスキルアップを図っていきます。

区分	具 体 的 な 取 組
充実	福祉関係者向け研修の対象を全職員に拡大
	申立費用・報酬助成制度、受任調整等の専門的知識を深めるための研修内容の充実

⑷　区及び関係機関の相互理解の促進

区職員、相談機関等がそれぞれ行う業務などについて、相互理解を深め、制度の運用を円滑に進めていくために、合同研修、意見交換会等を実施します。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	合同研修、意見交換会等の実施

施策の方向性Ⅱ　成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。

施策３　相談・支援体制の強化

⑸　地域関係者と連携した相談体制の強化

地域関係者や各関係機関と連携し、制度の利用が必要な区民の早期発見・早期支援につなげるため、協議会を構成する関係団体及び中核機関からなる地域連携ネットワークを構築します。また、個別訪問や日常的な見守りとの継続的な連携・情報共有を推進していきます。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	関係団体及び中核機関からなる地域連携ネットワークの構築
充実	地域福祉コーディネーター、民生委員、町会等の戸別訪問、日常的な見守りとの連携・情報共有による早期発見・早期支援

⑹　支援方針の検討等への司法専門職等の関与

本人を支援するための方針の検討などの際に、司法・福祉専門職が関与する機会を設けます。また、後見等開始前におけるチーム会議においても、本人の意思を尊重しながら、将来的な制度利用への移行も含めた今後の方針について、司法専門職等の意見を聴いていきます。

後見人等候補者を家庭裁判所に推薦するための検討（受任調整）において、司法専門職等の専門的な助言を得ることにより、本人にとって適切な後見人等候補者を選定します。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	相談支援機関によるアセスメント、ケース会議、チーム会議、受任調整等における司法・福祉専門職の専門的な助言

⑺　本人の意思を尊重した適時・適切な制度利用の促進

後見等開始前におけるチームによる見守り及び本人の意思の把握を継続的に行い、適時・適切な制度の利用につなげるとともに、成年後見等への移行の際に助言を行います。また、後見等開始後においても本人の継続的な状況把握や本人の意思を尊重した制度の運用を促進します。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	チームによる日常的な見守り・本人の意思の継続的な把握
充実	権利擁護支援から成年後見等への移行、後見・保佐・補助・任意後見の選択に係る支援
継続	受任調整シート・本人情報シートの活用

⑻　迅速かつ適切な区長申立ての実施

区長申立てを迅速かつ適切に行うために、検討段階や手続における司法専門職の参加及び手続方法の見直しをします。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	区長申立ての検討における支援・手続等での司法専門職の参加
充実	手続の迅速化

施策４　負担軽減の充実

⑼　申立てに係る手続の支援及び費用・報酬助成の充実

区長申立てに係る報酬助成及びその他の申立て費用・報酬助成の制度を見直し、充実を図ります。

区分	具 体 的 な 取 組
充実	費用・報酬助成制度の見直し及び充実

施策５　地域連携ネットワークの構築

⑽　協議会の設置・運営

後見等開始の前後を問わず、チームに対して必要な支援ができるよう、法律・福祉の専門職団体、関係機関等が連携して地域課題について継続的に協議を行い、関係機関等の連携の強化及び自発的に協力する体制づくりを進めます。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	協議会の設置・運営

⑾　中核機関の設置・運営

制度の利用促進、成年後見人等への支援、協議会の運営等を行うため、区及び社会福祉協議会が協働して国基本計画に基づく中核機関を設置・運営します。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	中核機関の設置・運営

施策の方向性Ⅲ　成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

施策６　成年後見等の担い手の確保

⑿　社会貢献型後見人候補者の養成・支援

社会貢献型後見人を養成するための研修を実施するとともに、養成基礎研修の修了後、一定期間経過した後見メンバーのフォローアップを目的とした研修の内容をより充実させていきます。

区分	具 体 的 な 取 組
継続	社会貢献型後見人（市民後見人）養成研修の実施
充実	後見メンバーフォローアップ研修の実施

⒀　社会貢献型後見人の受任の促進

専門職後見人から社会貢献型後見人への切替え等を行うリレー方式や、後見人等を複数選任する複数後見の実施に向けた検討を行います。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	リレー方式・複数後見の実施の検討

⒁　法人後見の実施の検討

社会福祉法人やＮＰＯ法人などが成年後見人等となり後見等事務を行う法人後見を社会福祉協議会が実施するための検討（ニーズの把握、課題の整理等）を行っていきます。また、法人後見を受任することができる団体を調査します。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	社会福祉協議会による法人後見の実施の検討
	法人後見を受任可能な団体の調査

施策７　社会貢献型後見人等候補者の活用

⒂　社会貢献型後見人候補者の幅広い活用及びモチベーションの確保

各研修を修了した社会貢献型後見人候補者が成年後見人等として活動するまでの間、社会福祉協議会が行う法人後見業務の後見支援員等に活用し、候補者のモチベ

ーションの確保を図ります。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	法人後見業務の後見支援員等への活用の検討
継続	講座・講演会の講師・運営への活用

施策の方向性Ⅳ　成年後見人等の活動しやすい環境を作る。

施策８　成年後見人等の活動環境の整備

⑯　協議会及びチームの継続的な連携の強化

後見等開始後の成年後見人等を含むチームに対して、協議会等が専門的な助言を行い支援するとともに、協議会及びチームの継続的な連携を強化します。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	協議会等によるチームへの専門的助言・相談対応への支援

⑰　成年後見人等選任後の状況把握の仕組みづくり

成年後見人等が選任された後についても継続的にモニタリングを行い、必要に応じて成年後見人等を支援し、活動しやすい環境を作ります。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	継続的な見守りの実施
充実	定期報告書作成支援

施策９　成年後見人等への支援

⑱　成年後見人等の相談窓口の明確化

成年後見人等が区役所において行う送付先変更手続等について、手続や相談の窓口の明確化などを行い、成年後見人等からの相談に対応します。

区分	具 体 的 な 取 組
新規	送付先変更等の選任後の手続に係る窓口の一元化
充実	事案に応じた相談窓口一覧の作成・周知

⑲　親族後見人等への支援の充実

親族後見人等が一人で悩みなどを抱え込まないよう、親族後見人等による交流会やワークショップなどを開催して支援を行っていきます。

区分	具 体 的 な 取 組
継続	親族後見人等を対象とした講座（交流会・ワークショップ）の実施